

## 町田市ラグビーフットボール協会規約

(名 称)

第1条 本協会は、町田市ラグビーフットボール協会という。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は会長が別途示すものとする。

(目 的)

第3条 本協会は、町田市内へのラグビーの普及、ラグビー人口の底辺拡大を通じ、スポーツ振興の発展を目指すとともに、加盟団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の統括及び相互連携のための調整
- (2) 大会、講習会、研修会、ラグビー教室等の企画・運営
- (3) 指導者・レフリーの養成
- (4) 東京都ラグビーフットボール協会、町田市体育協会等、上部機関との各種協力及び調整
- (5) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 本協会は、本協会の趣旨に賛同する町田市及びその近傍のラグビーフットボール団体をもって組織される。

(加 盟)

第6条 本協会への加盟に関する手続きは、次の通りとする。

- (1) 本協会への加盟を希望する団体は、別に定める様式により加盟の意思を表示し、理事会の承認を経るものとする。
- (2) 本協会の趣旨に賛同する法人または個人は、理事会の承認により、賛助会員となることができる。

(脱 会)

第7条 本協会からの脱会を希望する団体は、別に定める様式により脱会の意思を表示し、未納金を精算の上、理事会の承認を経るものとする。

(除名及び休部処分)

第8条 本協会における加盟団体への処分については、次の通りとする。

- (1) 本協会は、規約に違反した加盟団体に対し、理事会の承認により、除名等の処置をとることが出来る。
- (2) 本協会は、加盟団体またはその所属する選手等が本協会の名誉をき損し、またはラグビー選手として逸脱した行為を行ったと認められる場合、理事会等の承認により、当該団体に対し、休部または除名の処置をとることができる。

(役 員)

第9条 本協会の役員については、次の通りとする。

- (1) 本協会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名以内
理事長	1名
副理事長	2名以内
理事	若干名

(総務、広報・渉外、書記、会計、安全管理担当。  
これらの担当は兼務可とする。)

会計監査	若干名
町田市体育協会評議委員会委員	1名
- (2) 本協会には、次の役員を置くことが出来る。

顧問	若干名
----	-----

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本協会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行するとともに、次年度の事業計画案及び前年度の事業報告書を作成し、総会に提出する。

- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、各理事の業務全般を横断的に調整する。
- (5) 総務担当理事は、本協会の実施する事業（安全管理に関する事業を除く。）の企画・立案を行い、実施について指導監督する。
- (6) 広報・渉外担当理事は、本協会の活動について広報を行うとともに、関係機関・加盟団体等と調整を行う。
- (7) 書記担当理事は、総会及び理事会の議事を記録するほか、本協会の各種記録の保管・管理を行う。
- (8) 会計担当理事は、会計一般及び財産を管理するほか、次年度の予算案及び前年度の決算書を作成し、総会に提出する。
- (9) 安全管理担当理事は、ラグビーにおける安全管理に関する事項について情報を収集し、加盟団体等に周知徹底するとともに、安全管理に関する事業の企画・立案を行い、実施について指導監督する。
- (10) 会計監査は、本協会の会計を監査する。
- (11) 町田市体育協会評議員会委員は、町田市体育協会の主催する評議委員会に参加し、本協会の状況を説明するとともに、委員会での情報を本協会に報告する。
- (12) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

#### （役員を選出）

第 11 条 本協会の役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 会長は、理事会にて推薦し、総会において承認する。
- (2) 副会長は、理事会にて推薦し、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、理事会及び加盟団体が推薦し、総会において承認する。
- (4) 理事長・副理事長、理事会において理事の中から互選する。
- (5) 会計監査は、本協会の理事以外の者から理事会及び加盟団体の推薦により、会長が委嘱する。
- (6) 町田市体育協会評議委員会委員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- (7) 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

#### （役員の任期）

第 12 条 役員任期は、次の通りとする。

- (1) 役員（町田市体育協会評議委員会委員を除く。）の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- (2) 町田市体育協会評議委員会委員の任期は4年とし、再任を妨げない。
- (3) 役員が、事故・転居・その他の理由により、その職を辞する場合は、理事会により補欠者を指名し、会長が委嘱する。ただし、補欠者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(役員解任)

第13条 本協会の役員に、役員として相応しくない行為等が認められた場合には、理事会の承諾を得て、会長はこれを解任することができる。会長に同様の行為が認められた場合には、総会の承認を経て、これを解任することができる。

(総会)

第14条 本協会における総会については、次の通りとする。

- (1) 総会は、本協会の唯一の決議機関であり、会長以下全役員及び各団体からの代表者によって構成される。
- (2) 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- (3) 通常総会は事業年度終了後概ね2か月以内、臨時総会は必要のつど、会長が招集する。
- (4) 総会は、次の事項のうち必要な事項を審議し議決する。
  - ア 規約改正
  - イ 役員承認
  - ウ 当年度事業計画及び収支予算
  - エ 前年度事業報告及び収支決算
  - オ その他理事会の諮問に応じ、本協会の業務に関する重要事項

(理事会)

第16条 本協会における理事会については、次の通りとする。

- (1) 理事会は、本協会の執行機関であり、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、町田市体育協会評議委員会委員で構成される。
- (2) 理事会は、必要に応じて会長もしくは理事長が招集し、その議長となる。
- (3) 理事会は、総会に提出する事項及び本規約で定める事項のほか、事業の推進上必要と認められる事項を審議し、執行する。

(総会及び理事会の成立)

第 17 条 総会及び理事会の成立及び議決の要件は、次の通りとする。

- (1) 総会及び理事会は、それぞれ構成員の 2 分の 1 の出席者をもって成立する。ただし、あらかじめ書面を持って委任したものは出席したものとみなす。
- (2) 議決は、出席者の 2 分の 1 以上の同意を得て決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会 計)

第 18 条 本協会の経費は、会費、寄付金、事業益金及び賛助会費をもってこれにあてる。

第 19 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、総会において会計報告を実施して承認を受けなければならない。

(会計監査)

第 20 条 会計監査は、会計年度ごとにその収支決算及び予算を監査しなければならない。

(会 費)

第 21 条 本協会の会費については理事会で定め、加盟団体は年度ごと納入するものとする。

(規 約)

第 22 条 本規約の改廃は、理事会において審議し、総会の承認を得るものとする。

(細 則)

第 23 条 本規約に定めるもののほか、本協会の事業運営上必要な細則は、審議を経て、別に定める。

町田市ラグビーフットボール協会  
平成 9 年 4 月 1 日 施 行  
平成 12 年 4 月 1 日 改 正  
平成 24 年 5 月 26 日 改 正

## 入 会 願

当団体は、町田市ラグビーフットボール協会への入会を申し込みます。なお、加盟に当たっては、協会設立の趣旨に同意し、規約を順守することを誓います。

平成      年      月      日

代表者氏名 印

団体名			
代表	ふりがな		
	氏名		
	連絡先 住所	〒      —	
	連絡先 電話	電 話： 携帯電話：	
	メール アドレス		
団体所属人員	指導者数	名	
		※指導者にライセンス保有者がいる場合は、ライセンスの種類と人数をご記入ください。	
	選手数	未就学児童：      名（うち、女性      名） 小 学 生：      名（うち、女性      名） 中 学 生：      名（うち、女性      名） 高 校 生：      名（うち、女性      名） 大 学 生：      名（うち、女性      名） 成      人：      名（うち、女性      名） 合      計：      名（うち、女性      名）	
備考	協会に連絡事項がある場合にご記入ください。		

※団体所属人員数は、概数でけっこうです。

※本紙に記入された内容は当協会の運営のみに使用し、その他の目的への使用は一切致しません。

町田市ラグビーフットボール協会

## 脱 会 願

当団体は、町田市ラグビーフットボール協会の会費を精算の上、本協会から脱会することを希望します。

平成 年 月 日

代表者氏名 印

団体名

脱会理由

※本紙に記入された内容は当協会の運営のみに使用し、その他の目的への使用は一切致しません。

町田市ラグビーフットボール協会